



異業種協同組合が今年3月に25周年 外国人技能実習生事業は10年の実績

トップインタビュー

協同組合フリーネットワーク 代表理事 豊永 肇 氏

高松市郷東町 796-85 TEL087-813-1910 <http://www.freenetwork.or.jp/>

25年前、当時としては珍しい、異業種の協同組合として発足。
高速道路の通行料金別納カード事業で全国に組合員を拡大、10年前からは外国人技能実習生受け入れに積極的な取り組みを見せる。
実習生はもちろんのこと、送り出し側、受け入れ企業側ともにメリットの大きい制度だが、関係者のいずれかが認識を誤ると社会問題となる。
そのトラブルとなり得る現場を知ったときから、代表理事の「外国人技能実習生に寄り添える組合にしたい」という思いが強まるばかりだ。
協同組合の現況、今後の方向性について話を聞いた。

▽異業種協同組合発足の経緯

は 旧日本道路公団の通行料割引制度を利用することを柱に、異業種交流を図る目的で1994年3月10日に設立、この春で満25周年を迎えます。

当時、異業種の協同組合というのはありませんでした。私は高知県出身ですので、香川県内で組合の発起人集めに苦労したものです。

なかなかご理解を頂けないなか、高知銀行の本町支店を訪ね、当時本町支店次長だった森下勝彦氏（現頭取）に相談したのです。するとすぐ支店長に話を通して頂き、ご理解とご支援を即座に返答してもらったのです。

ピーク時には組合員数が一千社を超えていました。

しかし、事業所の統合等で組合員数が減少し、その後の道路公団の民

営化、別納カード制度が見直され、ETCカードに変更となり、競合環境の激化に伴い、主力事業である高速道路通行料金の支払代行事業が低迷し、一時は協同組合の運営そのものが厳しい状況になったこともあり

ました。そこで商工組合中央金庫様からの指導を得て与信管理を徹底すると同時に、ETCコーポレートカードとETCマイレージカードの組み合わせによる事業拡大で、窮地を乗り切つて、現在があります。

現在会員は、全国39都道府県に約670社あります。

力している

ちょうど同じ頃、外国人技能実習生の受け入れが、異業種の協同組合でも取り組めることとなり、2009年に新規事業としてスタートしました。

中国を皮切りに、ベトナム、インドネシア、フィリピンから実習生を受け入れており、現在約300名の実習生が組合員の実習実施事業所で活躍しています。

2017年まで私自身が、別途、会社の経営者として事業運営をしていたので、実習生事業を含めて組合業務は殆ど専従職員に任せていました。しかし、2018年に経営の一

線から退いてから、当組合事業に本格関与することになりました。

そして、直後に組合員企業の代表とともに、当時の技能実習生の主力送り出し国であるベトナムのホーチミンを訪ねた際に、現地の送り出し側が我々をもてなしてくれましたが、何か不思議な違和感を感じたのです。

そのお金は実習生から集めたお金ではないのか等々、事情を知られば知るほど疑問が生じ、本事業は色々な問題が山積していると確信しました。

2017年11月に、外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する新たな法律が施行された。この法律の通り、日本国内の人手不足を補う安価な労働力として受け入れるのではなく、外国人技能実習生制度を充分に理解して受け入れなければならぬのです。

すなわち、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。その

ためには、技能実習生が実習に専念できる環境整備は欠かせません。

受け入れ側は、勤勉な彼らの仕事により職場の活性化と雇用の安定が実現出来るのですが、この制度の目的だということを忘れてはなりません。

再度、我々は海外の送り出し機関及び国内の技能実習実施者（組合員）に本制度の趣旨を理解してもらって、不透明な中での制度運用にならないように話し合い、協力・理解を得ました。

協同組合フリーネットワークは、外国人技能実習機構から、高い基準を満たす優良な一般監理団体として認可を頂きましたので、優良実習実施企業（組合員）であれば、技能実習3号取得者の2年間延長（通年で5年）にも対応できます。

今年4月から外国人労働者に対する新制度が導入されますが、当組合は引き続き技能実習制度の趣旨を遵守すると同時に、現段階では新制度の詳細は不明ですが、可能な限り積極的に参加し、その趣旨・制度を厳守して事業を行っていきたくと考えております。

▽実習生受け入れ後のサポート体制は

外国人技能実習生の受け入れを希



2017年まで私自身が、別途、会社の経営者として事業運営をしていたので、実習生事業を含めて組合業務は殆ど専従職員に任せていました。しかし、2018年に経営の一線から退いてから、当組合事業に本格関与することになりました。そして、直後に組合員企業の代表とともに、当時の技能実習生の主力送り出し国であるベトナムのホーチミンを訪ねた際に、現地の送り出し側が我々をもてなしてくれましたが、何か不思議な違和感を感じたのです。そのお金は実習生から集めたお金ではないのか等々、事情を知られば知るほど疑問が生じ、本事業は色々な問題が山積していると確信しました。2017年11月に、外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する新たな法律が施行された。この法律の通り、日本国内の人手不足を補う安価な労働力として受け入れるのではなく、外国人技能実習生制度を充分に理解して受け入れなければならぬのです。すなわち、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。そのためには、技能実習生が実習に専念できる環境整備は欠かせません。受け入れ側は、勤勉な彼らの仕事により職場の活性化と雇用の安定が実現出来るのですが、この制度の目的だということを忘れてはなりません。再度、我々は海外の送り出し機関及び国内の技能実習実施者（組合員）に本制度の趣旨を理解してもらって、不透明な中での制度運用にならないように話し合い、協力・理解を得ました。協同組合フリーネットワークは、外国人技能実習機構から、高い基準を満たす優良な一般監理団体として認可を頂きましたので、優良実習実施企業（組合員）であれば、技能実習3号取得者の2年間延長（通年で5年）にも対応できます。今年4月から外国人労働者に対する新制度が導入されますが、当組合は引き続き技能実習制度の趣旨を遵守すると同時に、現段階では新制度の詳細は不明ですが、可能な限り積極的に参加し、その趣旨・制度を厳守して事業を行っていきたくと考えております。



望する組合員に対する啓蒙は、監理団体である組合として大切な仕事です。

協同組合は、送り出し側と受け入れ側の間に立ち、外国人技能実習生に寄り添う存在でなければならず、その監理責任があります。

実習生事業で利益を追求することは目的ではありません。我々の組合は、主力の高速道路通行料金の支払代行事業等で確実に収益を確保しているからこそ、実習生事業に対して真摯に且つきめ細かい対応・取り組みができるのです。

実習生が香川県に到着すると、高松市内に所有する研修所で1ヵ月間の研修をおこないます。ワンルーム

の居室も同所内にあります。

研修では、組合職員による日本語研修・日本の風習・日常生活に必要な知識を始め、警察の方・社会保険労務士等の関係機関に在所頂き、交際ルール・防犯知識・法的保護情報等の講習を行います。

実習生の母国語で対応できることは実習生にとって非常に心強いはずですから、我々の組合では、インドネシア人とベトナム人を職員として採用して実習生のケアに努めています。

また、研修センターでは単なる研修だけでなく、社会勉強を兼ねて組合職員と外出するなど日本の伝統文化に触れ、日本での思い出づくりもできるようにしています。研修を終え、受け入れ企業に対して定期的な監査訪問をする際も、インドネシア人とベトナム人の職員が帯同するよう心掛けています。

昨年6月には、より実習生をサポートできるよう、岩手県滝沢市に事務所を開設しました。今年は大阪事務所の開設を準備しています。

昨秋、組合の理事と職員とともに視察のためホーチミンを訪れました。現地の送り出し機関で教育の現場と、機関側の方針も再確認できました。

実習生本人、送り出し機関、我々

監理団体が、それ

ぞれの立場で何をすべきなのか、再認識できた素晴らしい視察となりました。

▽組合として他ごのよ うな事業を

先ごろ、新たに事業推進部を立ち上げました。この事業部では組合の収益を上げる施策に取り組みます。

異業種の協同組合ですから、様々な業態の組合員が加盟しています。そこで新しい出合い、ビジネスの創出ができるはずで、協同組合として、そのジョイントビジネスを結ぶサポート役を担うものです。

ガソリン等の共同購入、商工中金からの借入サポート、損害保険割引などにも取り組んでおり、組合員とその家族が利用できる福利厚生サービスなどの優待情報の提供も順次拡大していく考えです。

異業種の協同組合という組織の特性を生かした運営を心掛け、組合員の相互扶助の精神に基づき、これからも組合員の方々とともに進んでいきたいと思えます。

(丁)

【聞き手／編集企画部 中川正道】